

給与支払報告書にかかる給与所得者異動届出書

◎この異動届出書は、異動があった月の翌月10日までに必ず(一括徴収した場合においても)提出してください。
 ◎この異動届出書は、コピーして使用していただいても結構です。
 ◎税額がない方についても提出が必要です。

年度	1. 現年度	2. 新年度	3. 両年度
----	--------	--------	--------

年 月 日 北谷 町長殿	給 (特別徴収義務者) 与 支 払 者	住所(居所)又は所在地	〒 -										特別徴収義務者 指定番号				
		フリガナ											宛名番号				
		名称											連絡者	係			
		個人番号又は法人番号												氏名			
														TEL		(内線)	
給与所得者(異動者)				(ア)	(イ)	(ウ)	異動年月日	異動の事由	異動後の未徴収税額の徴収								
フリガナ	生年月日			特別徴収税額 (年税額)	徴収済税額	未徴収税額 (ア)-(イ)	年	1. 退職 2. 転勤 3. 休職 4. 長欠 5. 死亡 6. 会社解散 7. その他 ()	A. 特別徴収継続								
氏名									月	B. 一括徴収							
受給者番号							日	C. 普通徴収									
個人番号								Cを○で囲んだ場合は、左下の「一括徴収しない理由欄」の該当する番号を○で囲んでください。									
1月1日現在の住所																	
現住所	給与支払を受けなくなった後の住所																
				円	円	円											

C 普通徴収
 ※未徴収額を本人が支払う

※北谷町より退職者本人に通知しますので旧住所欄とあわせて現住所欄も必ず記入してください。

B 一括徴収
 ※未徴収額を特別徴収義務者が給与等から徴収する。

一括徴収した税額は 月分で納入する
 (月 日納入)

徴収予定月日	徴収予定額 (上記(ウ)と同額)
月 日	円

A 特別徴収継続 (転勤・再就職)
 ※未徴収額を新特別徴収義務者が給与から徴収する。

新特別徴収義務者	特別徴収義務者 指定番号			新しい勤務先へは、 月割額 <input type="text"/> 円を <input type="text"/> 月分(翌月10日納入期限分) から徴収し、納入するよう連絡済み です。		
	所在地					
	フリガナ					
	名称					
	個人番号 又は法人番号			受給者番号	納付書の要否 (新規のみ記載)	1. 必要 2. 不要
連絡者	係			TEL		

- 一括徴収の取扱い
- 異動の日が6月1日から12月31までの間で、本人から申出がないため。
 - 異動の日が1月1日から4月30日までの間で、残税額(上記(ウ)の欄)を超える給与、又は退職手当の支払がないため。
 - 死亡による退職であるため

- 注意
- 「宛名番号」の欄には《特別徴収税額通知書》に記載された宛名番号を記入してください。
 - 転勤・再就職により異動後の勤務先で引き続き特別徴収を行う場合には、前勤務先で上欄の事項を記入し、新勤務先へ回付願います。
 - 新勤務先では「A特別徴収継続」欄の事項を記入し、1月1日現在の住所地(課税地)の市区町村に送付してください。
 - 1月1日から4月30日までの間に退職した者に未徴収税額がある場合は、一括徴収することが義務づけられています。